



労働相談強化期間 特別労働相談会

11/8 (木)

解雇・雇止めなど非正規労働者からの相談件数は依然として多く、さらに長時間労働を課して残業代を支払わない、パワーハラスメントなどを繰り返し、過酷な労働環境で働かせ続ける、などの意図的な「若者の使い捨て」も、大きな社会問題となっています。

そこで、「労働相談強化期間(10・11月)」に合わせて、「非正規労働者対策」、「過重労働解消」と「若者の使い捨て撲滅」に向けた取り組みとして「特別労働相談会」を開催し、問題解決を支援します。

弁護士相談、キャリアカウンセリングを行いますので、一人で悩まず、是非ご相談ください。



働く上で困ったこと、悩んでいることがありましたら・・・

例えば～

☆弁護士相談

- ・長時間労働を強いられ、残業代も支払われないので請求したら、給料に含まれていると言われた。
- ・執拗なパワハラを受けて体調を崩し退職したので、損害賠償を求めたい。

☆キャリアカウンセリング

- ・職場の人間関係などでストレスが溜まり眠れなくて、出勤するのが憂うつである。
- ・今の仕事が自分にあわないと感じているので転職したいが、どうしたらよいか。 など

■日時：平成30年11月8日(木)

弁護士相談 <予約優先> 13:30～16:30 (1件40分以内) 4コマ

カウンセリング <予約優先> 13:30～16:30 (1件50分以内) 3コマ

職員相談 8:30～12:00 13:00～17:15

■会場：県かながわ労働センター川崎支所 KSP(かながわサイエンスパーク)西棟2階

☆街頭労働相談会

も開催します。

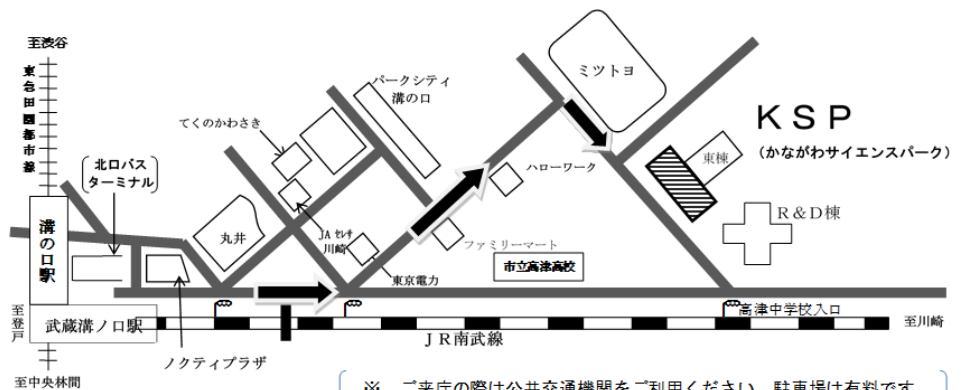
日時

平成30年11月16日(金)

11:00～17:00

会場

多摩区役所 1階アトリウム



※ ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。駐車場は有料です。

◎申込み・問合せ先

神奈川県かながわ労働センター川崎支所

電話 044-833-3141